

平成30年12月27日

厚生労働省健康局健康課 御中

全国飲食業生活衛生同業組合連合会  
会長 森川 進

## 健康増進法施行令の一部を改正する政令案等(概要)に関する意見

日頃より当組合活動にご理解・ご協力を承り、厚く御礼申し上げます。

さて、小規模零細企業が中心の飲食業界におきましては、大手・中堅企業との競争、国民の安全・安心意識や健康志向の高まり、更には人材確保等の問題もあり、飲食業界を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況が続いております。

そのような状況の中、2018年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」が可決・公布されました。これまでも受動喫煙防止対策を推進することは重要であるとの認識のもと、2010年より「たばこを吸わないお客様・たばこを吸うお客様に安心してお店をご利用いただくこと」を目的に、店内の喫煙環境を事前にお客様にお知らせするステッカーを店頭に掲げる活動を行ってまいりました。

法律の内容については、業界の意見が一定程度尊重された内容ではありますが、詳細を定める政省令等の内容によっては、経営に影響が生じることも十分に考えられることから、組合員からは不安の声や疑問等、数多くのご意見を頂戴しているところでありますので、別紙にてご紹介させていただきます。

これら組合員の生の声は、飲食店経営者の切実な声であり、真摯に受け止めていただきますようお願い申し上げます。また、組合員は高齢者も多く、パブリックコメントへの意見投稿が困難な場合もございますので、別紙に記載されている一つ一つの内容について、パブリックコメントに寄せられた意見としてお取り扱いいただき、ご回答や考え方をお示しいただきますようお願い申し上げます。

今後も受動喫煙防止強化対策に適切に対応すべく、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催までに、法律で決められたことを徹底すべく取り組んでまいり所存です。引き続きのご配慮、よろしくお願い申し上げます。

以上